評価損益

その時点のポジションに対する未決済スワップ

新				III
店頭デリバティブ取引説明書(DMM CFD-Index)		店頭デリバティブ取引説明書(DMM CFD-Index)		
(DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について 省略) (DMM CFD-Index 取引のリスクについて 省略)		(DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について 省略) (DMM CFD-Index 取引のリスクについて 省略)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
DMM CFD-Index 取引の仕組みについて		DMN	DMM CFD-Index 取引の仕組みについて	
(口座開設について 省略)		(口座開設について 省略)		
お取引について		お取引について		
(1. ~13. 省略)		(1. ~13. 省略)		
14. 証拠金		1 4. 証拠金		
((1) ~ (4) 省略)		((1) ~ (4) 省略)		
(5) 用語の説明		(5)	用語の説明	
用語	説明		用語	説明
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高		預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高
ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠		ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠
証拠金	金		証拠金	金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金		注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合		証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合

評価損益

その時点のポジションに対する未決済スワップ

	ポイントを含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額(スワッ
	プポイント含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額
	預託証拠金残高-(ポジション必要証拠金+注文
	証拠金 +出金予約額)-約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額
	を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠
	金維持率が100%を下回った場合に発生するポ
	ジション必要証拠金の不足額
	証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要
	証拠金額 - 純資産

15. 証拠金等の入金・出金

((1) 省略)

(2) 証拠金等の出金

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させて頂きます。従って、出金依頼後、<u>当社が</u>出金<u>処理を</u> 行うときに出金可能額が 0 円未満の場合 (取引画面上では、出金可

	ポイントを含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額(スワッ
	プポイント含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額
	預託証拠金残高-(ポジション必要証拠金+注文
	証拠金)-約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額
	を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠
	金維持率が100%を下回った場合に発生するポ
	ジション必要証拠金の不足額
	証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要
	証拠金額 - 純資産

15. 証拠金等の入金・出金

((1) 省略)

(2) 証拠金等の出金

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させて頂きます。従って、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が**当該出金依頼額を下回った**の場合及び、追加証拠

能額が「¥0」と表示されます。)及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止いたします。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則1日1回、且つ、2,000円以上の金額とさせて頂きます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(以下、省略)

(DMM CFD-Index 取引の手続きについて 省略)

(DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止事項 省略)

(DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決

沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録(関東財務局長(証)第300号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録(関東財務局長(金先)第
	181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業
	(関東財務局長(金商)1629 号)
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始

金が発生した場合に出金を中止いたします。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則1日1回、且つ、2,000円以上の金額とさせて頂きます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(以下、省略)

(DMM CFD-Index 取引の手続きについて 省略)

(DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止事項 省略)

(DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決

沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録(関東財務局長(証)第300号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録(関東財務局長(金先)第
	181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業
	(関東財務局長(金商)1629 号)
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19年 11月	FX オプション取引サービス取扱開始

平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業)
	を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引
	事業)を吸収分割により承継
平成 28 年 5 月	プライバシーマークの付与事業者に認定

平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業)
	を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引
	事業)を吸収分割により承継
(新設)	(新設)

(以下、省略)

(以下、省略)

平成 28 年 5 月 28 日 改訂

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

(店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について 省略) (DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて 省略)

DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて (口座開設について 省略)

お取引について

(1.~13. 省略)

- 14. 証拠金
- ((1) ~ (4) 省略)
- (5) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高
ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠
証拠金	金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ
	ポイントを含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額(スワッ

店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

(店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について 省略) (DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて 省略)

DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて (口座開設について 省略)

お取引について

(1.~13. 省略)

- 14. 証拠金
- ((1) ~ (4) 省略)
- (5) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高
ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠
証拠金	金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ
	ポイントを含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額(スワッ

	プポイント含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額
	預託証拠金残高-(ポジション必要証拠金+注文
	証拠金 <u>+出金予約額</u>)-約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額
	を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠
	金維持率が100%を下回った場合に発生するポ
	ジション必要証拠金の不足額
	証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要
	証拠金額 - 純資産

15. 証拠金等の入金・出金

((1) 省略)

(2) 証拠金等の出金

DMM CFD-Commodity取引口座の出金可能額を出金する場合は、 お客様がDMM CFD-IndexまたはDMM FX取引口座に出金可能額の 振替処理を行った後、DMM CFD-Index取引口座よりご出金いただ けます。

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方にお

	プポイント含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額
	預託証拠金残高-(ポジション必要証拠金+注文
	証拠金)-約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額
	を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠
	金維持率が100%を下回った場合に発生するポ
	ジション必要証拠金の不足額
	証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要
	証拠金額 - 純資産

15. 証拠金等の入金・出金

((1) 省略)

(2) 証拠金等の出金

DMM CFD-Commodity取引口座の出金可能額を出金する場合は、 お客様がDMM CFD-IndexまたはDMM FX取引口座に出金可能額の 振替処理を行った後、DMM CFD-Index取引口座よりご出金いただ けます。

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方にお

いて判断させて頂きます。従って、出金依頼後、<u>当社が</u>出金<u>処理を</u> 行うときに出金可能額が <u>0 円未満</u>の場合 <u>(取引画面上では、出金可能額が「¥0」と表示されます。)</u>及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止いたします。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則 1 日 1 回、且つ、2,000 円以上の金額といたします。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(以下、省略)

(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録(関東財務局長(証)第300号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録(関東財務局長(金先)第
	181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業

いて判断させて頂きます。従って、出金依頼後、出金<u>が完了するま</u>でに出金可能額が<u>当該出金依頼額を下回った</u>の場合及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止いたします。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則1日1回、且つ、2,000円以上の金額とさせて頂きます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(以下、省略)

(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録(関東財務局長(証)第300号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録(関東財務局長(金先)第
	181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業

	(関東財務局長(金商)1629 号)
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業)
	を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引
	事業)を吸収分割により承継
平成 28 年 5 月	プライバシーマークの付与事業者に認定

(以下、省略)

平成 28 年 5 月 28 日 改訂

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

	(関東財務局長(金商)1629 号)
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業)
	を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引
	事業)を吸収分割により承継
(新設)_	_(新設)_

(以下、省略)

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)